

# 介護給付適正化について



## (1) 介護給付適正化について

○介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。その取組により、適切なサービスの確保と結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

### (1) ケアプラン点検

「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、担当介護支援専門員と検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すと同時に「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り適正な給付の実施を支援することを目的として行う事業です。

### (2) 縦覧点検

過去に介護給付費を支払った請求について、国保連合会がその請求内容を確認して審査をし、その結果に基づき、必要に応じて保険者が事業所に対して確認、過誤請求の指示を行うことで、給付の適正化を図るものです。

## (2) 点検内容①

帳票	内容
アセスメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アセスメントから課題が見つげ出せておらず、課題にケアマネの主観が含まれている。</li><li>・ 本人が現在できていることについてもアセスメントを行うこと。</li><li>・ できないことについてできるがしていないのかの整理をすること。</li><li>・ 本人の望む生活（生活に対する意向）を聞き取ること。</li><li>・ アセスメント内での情報に差異があり、過去の状況と混ざっている。</li><li>・ 身長体重BMI等本人の状況を見る手掛かりとなる客観的な数値も記録すること。</li></ul>
第1表	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者本人や家族の言う「普通」「今まで通りの生活」「楽しみ」とはどのような状態なのか、何ができている状態なのか、具体的にとらえてプランに反映させること。</li><li>・ 利用者本人、ならびに家族の意向をプランに反映させること。</li><li>・ 緊急時の対応機関（主治医等）やその連絡先等を記載すること。</li></ul>

## (3) 点検内容②

帳票	内容
第2表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントの内容を踏まえ、本人のための課題を決めること。</li> <li>・ 短期目標と長期目標の関連性に欠けるものがあるので、「短期目標」が「長期目標」を達成するために段階的に計画する具体的な活動（支援）の目標となるよう設定をすること。</li> <li>・ 目標達成が確認しやすいよう、抽象的な言葉でまとめずに、目標値を設定するなど、できるだけ具体的な目標を立てること。</li> <li>・ 目標の設定がサービスを利用するだけで達成できるものにならないようにすること。</li> <li>・ 目標の内容が「誰か」に「何か」をしてもらうだけの内容にならないようにすること。</li> <li>・ セルフケアや家族等のインフォーマルサービスについても、できるだけ記載すること。</li> <li>・ アセスメントから多くのニーズが抽出された場合は、内容ごとに整理し、優先順位をつけてプランに位置付けること。</li> <li>・ 利用者が現在できることについても整理すること。</li> </ul>

## (4) 点検内容③

帳票	内容
第3表	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者本人や家族の言う「普通」「今まで通りの生活」「楽しみ」とはどのような状態なのか、何ができている状態なのか、具体的にとらえてプランに反映させること。</li><li>・利用者本人、ならびに家族の意向をプランに反映させること。</li><li>・緊急時の対応機関（主治医等）やその連絡先等を記載すること。</li></ul>

## (5) 縦覧点検における過誤について

○重複：同月に2施設が同時算定されていた。

(事例1) 緊急時訪問看護加算

○算定：算定不可の月に加算が算定されていた。

(事例1) 初回加算

(事例2) 通所リハビリテーションマネジメント加算

(事例3) 初期加算

(事例4) 地域通所介護口腔栄養スクリーニング加算

(事例5) 退所時等支援加算

(事例6) 居宅療養管理指導

○福祉用具

(事例1) 入院や入所期間中の貸与

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付申請漏れ

(事例1) 要支援1、要支援2及び要介護1の軽度者

(事例2) 認定調査結果に非該当

## (6) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について

令和5年10月16日付けで「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）について、一部改正となりました。

改正内容については、介護保険最新情報Vol.1178（令和5年10月16日老認発1016第1号）・Vol.1179（令和5年10月16日事務連絡）を確認ください。



## (7) 給付費通知について

事業者の不適正な請求を抑止するとともに、利用者の適正なサービス利用について意識啓発するために介護サービス利用者へ3ヶ月ごとのサービス利用内容を通知しているものです。

過誤や請求が遅れた場合等、実際の請求とずれがある場合があります。

令和6年2月送付分（令和5年10 - 12月提供分）をもって、給付費通知事業は終了します。令和6年度からは給付費通知は送付しませんのでご注意ください。



※3つ折りの圧着はがきで送付しておりました